

第11章 保険会社の監督をめぐる動き

第1節 保険会社の平成15年度決算概要

生命保険会社（資料11-1-1参照）

1. 保有契約の状況

個人保険及び個人年金保険の契約状況については、全社計で解約失効高は前年度に比し減少（4.2%）しているものの、新契約（転換純増を含む）は、全体では引き続き前年度を下回った（14.1%）。これらにより保有契約高は全体で1,222兆円となり、7年連続の減少（4.4%）となっている。

2. 損益の状況

生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎利益は、全社計で2.3兆円となり、いわゆる「逆ざや」を補った上で、なお利益が計上されている状況となっている。

なお、事業費の削減や第三分野等への取組み、運用の改善等によるいわゆる「逆ざや」の縮小などから、収益面が改善され、当期純利益は6,512億円となり、大幅な増益（186.4%）となった。

また、有価証券の含み益は、株価の上昇に伴い増加（66.9%）し、全体で7.3兆円となっている。

3. ソルベンシー・マージン比率の状況

各社のソルベンシー・マージン比率は、リスクの圧縮や株価の上昇等の影響もあって、前年を上回る水準にあるとともに、いずれの会社においても健全性の基準である200%を上回っている。

損害保険会社（資料11-1-2参照）

1. 元受契約の状況

元受正味保険料について見ると、前年度に比し、積み立て保険を含んだベースで減少（1.6%）となったが、積み立て保険を除いたベースでは横ばい（0.1%）となっている。

2. 損益の状況

正味収入保険料は7.6兆円（対前年度比2.4%）と前年度に引き続き増加している。これは、自賠責の政府再保険制度が廃止されたこと等によるものであり、自賠責の効果を除くと横ばい（0.2%）となっている。

しかしながら、経営の効率化努力による事業費削減の効果を反映し

て、保険引受利益は2,498億円と大幅に増加(73.5%)しており、株式相場持ち直しによる運用面での改善もあって、当期利益は3,263億円と大幅な増益(340.9%)となった。

3. ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、当期利益の大幅な増益、株価の上昇等の影響もあって、前年を上回る水準となっており、健全性の基準である200%を上回っている。

第2節 保険会社の再編

概要（資料11-2-1～5参照）

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等の構想が発表され、保険業界の再編の動きが現出してきている。

なお、平成16年6月末現在における会社数は、生命保険会社36社、外国生命保険会社等4社、損害保険会社29社、外国損害保険会社等23社、保険持株会社5社である。

主要会社の合併等

1. 平成15年7月以降、以下の合併等が行われた。

(1) 生命保険会社の合併

合併保険会社名	新保険会社名	合併日
<u>東京海上あんしん生命保険(株)</u> 日動生命保険(株)	東京海上日動あんしん生命保険(株)	平成15年10月1日
<u>明治生命保険(相)</u> 安田生命保険(相)	明治安田生命保険(相)	平成16年1月1日

(注) 下線のある会社が存続会社

(2) 保険持株会社設立による統合

保険会社名	保険持株会社名	設立日
太陽生命保険(株) 大同生命保険(株) ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命保険(株)	(株) T & Dホールディングス	平成16年4月1日
ソニー生命保険(株) ソニー損害保険(株) ソニー銀行(株)	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)	平成16年4月1日

2. 上記のほか、以下のような合併等が発表されている。

(1) 東京海上火災保険(株)、日動火災海上保険(株)

～ 平成16年10月1日を期日として合併することを発表。(新会社名:東京海上日動火災保険(株))

(2) 明治損害保険(株)、安田ライフ損害保険(株)

～ 17年4月1日を期日として合併することを発表。(新会社名:明治安田損害保険(株))

新規参入について

平成 15 年 7 月以降、以下の保険会社に免許を付与した。

免許保険会社名	免許日	免許の種類
アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー(米)	平成 15 年 11 月 19 日	外国損害保険業免許
スイス・リインシュアランス・カンパニー(スイス)	平成 15 年 12 月 26 日	外国損害保険業免許

保険会社等の撤退について

平成 15 年 7 月以降、以下の保険会社が撤退している。

免許保険会社名	廃止日	免許の種類
三井ライフ損害保険(株)	平成 15 年 11 月 1 日	損害保険業免許
ウインタートウルスイス・インシュアランス・カンパニー(スイス)	平成 15 年 10 月 1 日	外国損害保険業免許
ザ・トラベラーズ・インデムニティ・カンパニー(米)	平成 16 年 3 月 31 日	外国損害保険業免許
キュー・ビー・イー・インシュアランス(インターナショナル)リミテッド(豪)	平成 16 年 4 月 1 日	外国損害保険業免許

第3節 法令遵守の徹底

保険会社に対する行政処分

事前予防的行政から事後的監視行政への基本的転換の中で、法令違反行為が保険会社に認められた場合には、保険契約者保護等の観点から法令に則り厳正に対処してきているところである。

平成15年7月以降の行政処分の状況については、国内の保険会社4社に対し4回の行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行った。行政処分に至った違法行為の内容は、代理店の不適切な保険募集及び無登録募集、不適切な募集行為の看過、当局への届出義務違反、保険契約の特別配当の過少支払い、等となっている。

財務局との連携による監視体制の強化

平成15年7月24日～25日及び16年1月13日～14日において、全国財務局保険担当官会議を実施した。この会議において、銀行窓販における圧力募集、他社の誹謗・中傷や不適切な比較による契約の乗換・転換行為、顧客等の情報漏洩などの契約者等の保護に欠ける行為について、監視体制の強化及び情報の共有化を図ったところである。

また、いわゆる無認可共済に関する情報についても連携を図ったところである。

第4節 責任準備金等の財務関係ルールの整備

再保険取引に係る監督強化

平成16年5月に、保険会社の再保険取引に係る監督を強化するため、関係府令等の改正を実施し、16年度決算から適用することとした。主な監督強化策の内容については以下のとおり。

再保険の方針、出再・受再の成績について開示を義務付けた。また、貸借対照表及び損益計算書において、責任準備金及び支払備金並びにこれらの繰入・戻入について、グロスベースの係数を注記することを義務付けた。

保険契約を再保険料又は再保険金の額が事後的に調整される再保険契約に付した場合、再保険料の追加支払等が確定した段階で、これに相当する金額を負債計上すべきことを明確化した。

損害保険会社において再保険取引に係る自立的なリスク管理体制を整備するよう、再保険の方針の策定やその内容についての要件等を明確化した。

損害保険会社における再保険取引の状況について、モニタリングを強化した。

自然災害リスクに係る責任準備金の積立ルール等の整備

損害保険会社は、火災保険の引受を通じて自然災害リスクを保有しているが、世界的にみて大規模な自然災害が増加する傾向にある等保有する自然災害リスクに対応した適切な責任準備金積立ルール整備の必要性が高まっている。このため、平成16年7月に関係府令等の改正を実施し、17年度決算から適用することとした。

1. 責任準備金積立ルールの内容

普通責任準備金については、各社が保有する大規模自然災害リスクについて、支払保険金の期待値相当の未経過保険料を積み立てる。

異常危険準備金については、再現期間70年規模の自然災害（昭和34年の伊勢湾台風に相当）に対応する推定支払保険金を積立上限額とし、計画的な積立を促すこととする。

2. ソルベンシー・マージン基準の整備

ソルベンシー・マージン基準においても、再現期間70年規模の自然災害に対応する額を所要のリスク量とし、これに見合うソルベンシーの確保を求める。

3. 再保険による責任準備金控除

責任準備金積立時において、再保険に付した部分に相当する責任準備金の控除が認められているが、その中に保険リスクの移転が伴わない部分がある場合は、当該部分の控除は行わないことを明確化した。

変額年金保険に係る責任準備金の積立ルール等の整備

変額年金保険は、保険契約者が資産運用リスクを負っているものであるが、商品

の魅力を高めるため、死亡保険金又は年金原資を最低保証しているものが多く、保険会社が最低保証リスクを負う形となっている。これに対応するためには適切な責任準備金等を積み立てる必要があることから、平成 15 年 6 月 27 日付で(社)日本アクチュアリー会に対して検討を依頼し、同年 12 月 17 日付で報告を受けた。(資料 11 - 4 - 1 参照 (要約版)。全文は、(社)日本アクチュアリー会のホームページを参照 <http://www.actuaries.jp/info/hennen.html>)

現在は、同報告を受け、府令・告示の整備等の作業を行っているところである。

第5節 審査事務ガイドラインの整備

商品審査関係の事務ガイドラインの整備

1. 趣旨・目的

保険会社の業務の健全性及び適切な運営を確保し保険契約者等の保護を図るために実施している保険商品の審査に当り、一層の効率化、明確化、透明性の確保を図ることを目的として、商品審査関係の事務ガイドラインの整備・公表を行った。

2. 商品審査関係の事務ガイドラインの概要

事務ガイドライン（保険会社関係）において、生命保険会社及び損害保険会社の商品審査時の留意事項を「共通事項」、「第一分野」、「第二分野」、「第三分野」、「保険数理」及び「審査手続」の各項目毎に整理するとともに提出書類の様式の整備等を行った。